

監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告(平成23年11月14日23監二第287号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月3日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 進 谷 庸 助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 原 竹 岩 海 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成23年11月14日付23監二第287号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	県の使用料において、占用期間の算定が適正でないものが見受けられた。	過大徴収分を還付処理済み。 今後は、算定様式を変更し再発防止に努める。
	県の負担金収入において、調定が速やかに行われていないものが見受けられた。	出先機関内各課の連携やチェック体制を強化し再発防止に努める。
	県領収証紙において、申請時に消印が漏れていたものが見受けられた。	複数人によるチェック体制を整備し再発防止に努める。
	予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	研修等を通じて積算に対する理解を深め再発防止に努める。
	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	工事に係る積算事務を正確に行えるようチェック体制等を強化し再発防止に努める。
建築都市部	予定価格の算出に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。	設計積算にあたっては、現場状況等を詳細に反映させるとともに、既存のチェックシートの項目の厳密な確認を徹底する。 また、全職員に再発防止策について周知徹底した。